

右艦政本部ヨリノ趣旨ニ基キ申進ス(終)

三十五年式海軍銃修理及引換等ニ關スル件

(三十六年五月二十五日横鎮第四九八號)

三十五年式海軍銃ハ漸次供給セラルヘク就テハ該銃供用中故障ヲ生シタルトキハ其ノ修理シ得ヘキモノハ砲煩同様工廠若ハ造兵廠ニ修理ヲ請求シ破損ノ箇所大ニシテ到底修理シ得ラレサルモノ又ハ艦船役務上ノ都合ニ依リ實際引換ヲ必要ナル場合ニ限り引換ヲナス茲ト心得ヘシ

豫後備役下士卒年額消耗彈藥數ノ件

(三十六年七月十日海總第二三六八號)

自今豫備役後備役下士卒各一人ニ付左記ノ彈藥ヲ年額トシテ消耗セシムルコトヲ得

兵曹、水兵 小銃彈藥三十五發 同空包三十發 以内

信號部員 小銃彈藥十發 同空包五發 以内

水兵部、信號部及軍樂 鋒銃彈藥十二發 以内
部員チ除外下士卒

軍艦號砲并ニ信號用空放交附方ノ件

(三十一年四月三十日官房第二〇〇〇號)

各艦ニ於テ使用スル號砲若ハ信號用空放ハ自今其ノ必要ニ應シ交付スル義ト心得フヘシ

兵器簿中大砲用空放削除ノ件 (三十九年四月達第五十五號)

各艦艇兵器簿中大砲用空放ヲ削除ス

但シ霧中警戒用等ニ要スル空放ハ隨時供給スルコトヲ得

彈藥包火藥及火工品類ハ製造ノ古キモノヨリ使用ノ件

(三十五年九月二十二日艦本第一六六四號)

彈薬包火薬及火工品類ハ貯藏ノ内製造年月ノ古キモノヨリ順次供給相成リ候ハ勿論ノ事ト
ハ存候得共爾後ハ一層ノ御注意ヲ以テ製造年月ノ古キモノヨリ供給ノ事ニ取計相成候様致
度將又艦團隊等ニ於テ年度射擊等ノタメニ供給ヲ受タル彈薬包等ニシテ若シ常備ノモノヨ
リ製造年月ノ新キモノナルトキハ之ヲ以テ常備ニ充テ其ノ古キモノヲ使用候様此際更ニ夫
夫通達方御取計相成度此段及照會候也

大砲塗換ハ艦團員ニ於テ施行ノ件

(三十四年七月十一日 橫鎮第三一七五號)

大砲塗換方ニ關シ艦政本部長ヨリ通知ノ次第モ有之候ニ付自今修理其他ノ場合ニ於テ塗換
ヲ要スルトキハ成ルヘク其ノ艦團員ニ於テ施行スル義ト心得ヘシ

兵器實地使用ノ結果報告ノ件

(三十七年二月二十七日 兵廠第一四二號ノ七)

凡ソ兵器ハ其主重品ト附屬品トニ論ナク一物ノ缺點ヨリ全部ノ廢滅ヲ來スヘキモノ不尠然
カ而已ナラスタメニ大ニ兵氣ヲ沮喪スル等甚ダ容易ナラサルコトニテ殊ニ現今其構成益々
細密ナルニ至リタルヲ以テ彌彌然ル義ト存候尙當麻ニ於テモ充分此ノ點ニ意ヲ用ヒ堅牢適

實ノモノヲ製出スルコトニ努力致候事勿論ニ候得共亦製造者ト使用者トノ間ニ氣脈能ク相
通シ相待テ改良ヲ計ルコト最モ所要ノコトト被存候就テハ當廠ニ於テ造修シタルモノニシ
テ艦團隊等ニ實地使用ノ結果ニ於テ適否利害アルモノ即チ左ニ列舉シタル事類一本官へ
通報ヲ得ルニ至ラハ大ニ裨益スル事ト被存候條御異存無之ニ於テハ御麾下艦團隊等夫夫ヘ
本意ヲ告達セシメラレ著々履行相成事ニ致度此段及照會候也

事類

- 一、使用ノ場所若ハ使用ノ目的ニ不適當ナルモノ
- 一、形狀若ハ重量等實用ニ不適當ナルモノ
- 一、造修粗惡若ハ其缺點アルモノ
- 一、差異若ハ過誤ヲ起スモノ
- 一、薄弱ナルモノ
- 一、外觀等美麗ニ過キテ實用ニ益ナキモノ

其他舶來品トノ比較優劣等各意見アラハ之ヲ記シ且ツ製造年月等記入ヲ要ス
但シ信管及火管摩擦管火箭等運送シ得ヘキ物品ハ成可實物ヲ添ヘラレタシ

彈藥火工品類及其注意箋ノ取扱方ニ付注意ノ件

(三十五年十二月十日艦本第二一八九號)

彈藥火工品類ノ取扱ニ就テハ充分ニ注意慎重ヲ加フヘキハ勿論ニ有之殊ニ注意箋ヲ貼布シタルモノハ他日試験検査等ノ場合ニ識別ヲ容易ナラシムルモノニ有之候ニ付一層周到ノ注意ヲ以テ取扱ヒ注意箋ヲ破損セシムヘカラス

入渠中禁止ノ事項抜萃 (三十二年三月二十八日官房第一四五四號)

艦船入渠中ハ船體ニ激震ヲ與フル如キ所業ヲナスヘカラサルハ勿論ナリト雖殊ニ左記ノ事項ハ堅ク禁止ス

- 一、工事上必要アル外五噸以上ノ重量ノ移動増減

一、大砲操練及重砲ノ旋回

速射砲用電氣火管取扱ニ關スル件

(三十四年十一月十八日艦本第一一一號)

速射砲用電氣火管ヲ藥莢ニ螺装シ貯藏中白金線火橋切斷ノタメ不發ヲ生スルモノ有之其報告ニ接スル一再ニ止ラス目下原因取調中ニ候得共右ニ關シテハ製造上注意ヲ要スルハ勿論使用者ニ於テモ左ノ各項ニ就キ充分注意ヲ加フヘシ

- 一、兵器造修試験検査規則第三十六條ヲ厲行スルコト
- 一、各艦艇内彈藥庫ノ構造ニ應シ戰闘ニ差支ナキ限りハ藥莢ニ螺装シ置カサルコト
- 一、電氣火管筐ハ成ヘク火管使用ノトキ迄蓋ヲ開カサルコト
- 一、莢底換栓中電氣火管ト同形ナラサルモノハ火管ヲ螺装スル前豫メ同形ノ木鑽ヲ用ヒテ裝藥ヲ押擴ムルコト

裝藥詰替ニ關スル件 (四十一年十月三十日艦本第四五九〇號)

從來各種射擊用トシテ工廠ヨリ供給スル常裝藥及減裝藥ハ各艦艇ニ於テ開包ノ上種々換裝スル向モ尠ナカラサルヤニ聞及候處斯くてハ改良進歩ノ企劃モ單ニ一局部ニ止マルノ傾キ

トナリ海軍全般トシテ歩武ヲ齊一ニスルコト能ハサルノ憾有之候ノミナラス裝藥ニ關シテ不都合ノ點アリタル際責任ノ何レニ歸スルヤモ判明セサル次第ニ付以後各艦艇ニ於テ濫リニ裝藥ノ開包換裝等ヲナサシメス之カ改良ニ就テ意見有之候ハ、當事者ニ於テ夫々攻究可致ニ付直接本部へ提出スル様御麾下一般へ御示達相煩度候

右照會ス

砲甲板ニ實用彈ヲ備フルニ及ハサル件

三十五年六月十日海總第二三四二號

艦船砲甲板ニ備フヘキ彈數ニ關シ及訓令置候處自今實用彈ハ備フニ及ハサル義ト心得ヘシ三十五年六月艦本第一一一九號

今般海總第二三四二號ヲ以テ砲甲板ニ實用彈ヲ備ヘサル事ニ訓令相成候處右ハ專ラ下瀬炸藥彈ヲ使用スルニ依リ信管孔ニ銹錆ヲ生スルトキハ信管ノ螺入困難ニシテ之ヲ充分締込マサレハ不慮ノ害ヲ釀スニ依リ是等ノ害ヲ豫防センカタメノ御旨趣ニ有之候就テハ艦ノ構造

シ差支ナキモノトス
上彈藥庫内狹隘ニシテ定數ヲ貯藏シ能ナル艦船ニ在テハ砲塔及彈藥通路等ニ於テ雨露、潮水等ニ濡潤セサル様充分ノ保護ヲ施シ發射ニ臨ミ遺憾ナカラシムル様苦ヘ得ル場所ニ列置シ差支ナキモノトス

十二吋安砲及八吋以下速射砲操練用彈丸裝藥等ノ件

(三十五年九月九日艦本第一四六四號)

今般海總第三〇五〇號ヲ以テ十二吋安砲及八吋以下十二斤速射砲操練用彈丸裝藥及藥莢ハ砲一門ニ付四發ツツ備フル事ニ相成候ハ畢竟實用彈丸ハ成ルヘク操練ニハ使用セヌシテ有效ニ貯藏スルノ御旨趣ニ就テハ揚彈藥機操練ニモ成ルヘク右彈藥ヲ使用スヘキコト

備考 三十五年八月二十三日橫鎮第一八三〇號ノ四一

右彈丸數ニシテ操練上尙ホ不足スル場合ニ於テハ各砲用ノ彈丸ヲ一二ノ揚彈機ニ綜合スルカ若ハ年度射擊用彈丸ヲ便宜使用スルノ手段ヲ取ルモ差支ナシ

彈藥庫隣接ノ隔壁ニ直接灰燼ヲ堆積スヘカラサル件

(四十年九月六日達第九四號)

各艦艇ニシテ罐室ト彈藥庫ト相隣接セルモノハ其隔壁ニ直接灰燼ヲ堆積ス可カラス但シ止ムヲ得サルトキハ灰燼ヲ充分ニ濕潤セシムルカ或ハ該隔壁ト數時ヲ距テ相當ノ鐵板ヲ置ク等灰燼ノ溫熱ヲシテ隔壁ニ傳導セシメサルタメ適當ノ方法ヲ講スヘシ

供用兵器毀損報告ニ關スル件 (四十三年五月十七日艦本第二三〇八號)

供用兵器毀損ノ際兵器經理規程第二十三條ニ依リ報告ヲナスニ當リ長日月ノ間其儘放任スル向往々有之候處右ハ毀損ノ都度速ニ手續ヲナスヘキモノニ付關係ノ向ニ可然注意ヲ與ヘラレ度

右申進ス

艦船ニ於テ同一兵器ノ備品ヲ消耗品ニ組替充用シ得サル件

拔萃 (三十八年九月艦本第二九一六號)

同一兵器ニシテ備品及消耗品ノ丙種ニ跨ルモノノ其備品ヲ消耗品ニ流用スルコトハ兵器經理規程第六條ニ依リ武庫ニ於テノミ組替充用ノ規定ニ候處各艦船等ニ於テ間々備品（兵器簿常備數）ヲ演習用（消耗品）ニ消耗スルモノ有之斯くてハ規定ニ悖ル次第付爾來ハ演習ニ要スルモノハ演習用トシテ受領スヘキ様各艦船等ヘ夫々御通牒相成度

火薬庫給排氣弁銅網ニ關シ注意ノ件

(三十九年十二月十三日官房第四八四五號)

軍艦火薬庫給排氣弁ニ接シテ取附タル銅網ハ往々塵埃凝着シテ殆ント網ノ細孔ヲ填塞シ爲メニ平日庫内送風ノ效力ヲ著シク削減シ居ルモノアリト聞ク抑モ該氣管ニ銅網ヲ裝置セル所以ノモノハ管ヲ通シテ外部ヨリ煙焰塵埃等ノ庫内ニ侵入スルヲ防止スルト共ニ換氣ヲシテ遺憾ナカラシムルニアルヲ以テ一朝細孔ヲ填塞スルカ如キコトアランカ宛モ弁ヲ閉鎖シタルニ同シク空氣ノ流通ハ全ク阻止セラルニ至リ爲メニ庫内温度ノ上昇モ之ヲ防クニ由ナク湿润ナル空氣モ代謝セシムル能ハシシテ遂ニハ裝藥ノ性能ヲ變スルノ虞ナキヲ保セス各官宜シク當事者ヲ戒飭シ漲水弁ニ對スルト同様ノ注意ヲ以テ事ニ當リ常ニ有效ノ狀態ニ保持セシムヘシ若シ夫レ艦裝上容易ニ検査掃除ヲナス能ハサルノ位置ニアルモノ固定ニシテ如上ノ便ヲ得サルモノ若ハ全ク備ヘナキモノニ在テハ適宜修理ノ機會ヲ以テ改造又ハ新設シ以テ當事者ノ検査ニ便ナラシメ銅網本來ノ機能ヲ阻害セサラシムヘシ

砲熐保存ニ關スル件（四十一年八月十八日官房第三四九〇號）

近來各艦艇カ砲熐射擊術ノ練磨ヲ圖リ競テ良好ノ成績ヲ得ント百方之カ講究ニ努メツツアルハ大ニ好ミスヘシト雖爲メニ兵器ノ保存ヲ等閑視スルカ如キハ深ク戒ムヘキコトトス偶々本年檢定射擊前後ノ狀況ニ徵スルニ射擊參與艦艇中裝填演習ノ爲メ往々實砲ノ尾栓室附

近ニ疵損ヲ生シタルモノアルヲ聞ケリ事素ヨリ熱心ノ餘リニ出ツルモノナルヘシト雖密カニ寒心ニ堪ヘサルトコロナリ各官宜シク當事者ヲ戒飭シ益々斯術ノ練磨ヲ圖ルト共ニ一層兵器ノ保存ニ留意セシメンコトヲ望ム

彈藥包改稱ノ件

（四十一年三月十日達第二十八號）

裝藥ト彈丸トヲ一體ニ附着セルモノハ自今彈藥包ト改稱ス

縮射彈射擊ニ關スル件

（四十一年七月十八日艦本第三〇四八號）

新高ノ實驗スル所ニ依レハ縮射彈射擊ヲ行フニ方リ標的ノ構造ニ少シク工風ヲ凝ラス（例へハ鐵板標的ノ正面緣邊ニ約十密米ノ鍔ヲ附シ的ノ下方ニ丸子受ヲ釣スル等）時ハ發放シ

タル丸子ノ大部ヲ拾收スルヲ得ヘシト然ルニ一年度ノ消耗縮射彈ノ丸子ノ重量ハ八噸半以上ノ巨額ニ達シ候得ハ各艦船團隊ニ於テ適宜ノ方法ヲ以テ出來得ル丈之力拾收ニ努メ打殲藥莢同様ノ取扱爲致度御麾下一般ニ本趣旨ノ貫徹スル様御訓示相成様致度

平均單價算出方ノ件

四十年八月二十七日横工廠第九〇六號

從來物品平均代價ノ算出法ハ四捨五入法ヲ用ヒ來候所自今該計算法ハ用ヒサル事ニ其筋ヨリ通牒有之候ニ付テハ爾後分任官ニ於テ兵器ヲ拂出ス場合ニハ毛位以下ハ總テ切捨テ計算有之度若シ帳簿殘高全部拂出ノ際ニ於テ平均單價ニ毛以下ノ端數ヲ生スル場合ニハ原簿及證憑書類平均單價欄内ニ拂切ト記入シ該高全部ノ代價ヲ拂出シ整理スル事ニ貴艦各分任兵備品會計官吏へ御示達相成度右申進候也

四十年十一月二十一日橫工廠兵第一三一號

物品拂切ノ場合ニ於ケル平均單價ノ件ニ付別紙ノ通り海軍省經理局ヨリ舞鶴經理部へ回答有之候條自今右ニ依リ處理相成度

右通知ス

(終)

(別紙)

四十年十一月一日經四第六八九號ノ二

舞經第二二六號ヲ以テ物品拂切ノ場合ニ於ケル平均單價ノ件ニ關シ御照會ノ趣キ了承右ハ拂切ルヘキ物品ノ數量參個ニ對スル平均單價ヲ參拾參錢參厘トシ其代價壹圓ニテ拂切り而テ之カ證憑書ニ切上ノ事由ヲ朱記整理相成可然存候

右回答ス

(終)

演習用トシテ供用ノ彈藥類殘餘還納ノ件 (四十年十一月二十一日)

毎年發布セラルル艦砲及艇砲彈藥年額表並ニ本年達第六十七號野砲小銃及拳銃射擊規則ニ依リ供用ノ彈藥類ハ毎年十一月三十日ニ又去ル三十五年達第十九號四季及小演習用消耗兵器年額表ニ依リ供用ノモノハ毎年三月三十一日ニ使用後殘餘アリタルトキハ一旦還納シ更ニ請求ノ手續運ハレ度

右照會ス

(終)

一部消耗ニ係ル彈藥類引換還納ノ際取扱ニ關スル件

三七九

(四十一年十一月二十五日横廠一兵第一四六〇號)

貴艦(團、隊、校)供用中ノ彈藥類ニシテ試験検査ノ爲メ其ノ炸薬若ハ裝薬ノ一部ヲ消耗シ引換還納ノ場合ニハ自今該検査官ヨリ回附シタル検査成績表ニ依リ消耗シタルモノノ品名並ニ數量ヲ別紙様式ニ做ヒ記載シ該還納票へ添付シテ手續相成度

右申進ス

(別紙)

検査ニ供シタル彈藥類ノ名稱	同上		記 事
	同上 純シタルモノ 品名	同上 純シタルモノ 品名	
十二、速射砲徹甲榴彈炸藥共	四 個	炸 藥	四 個 一部若ハ全部
同			
鋸銅榴彈同	三五個	同	三五個 同

以上

年　月　日

何(艦艇團)兵備品取扱主任 氏　名(印)

縮射彈藥包打殼藥莢ハ小銃彈藥打殼藥莢ト混同スヘカラサ
ル件 (四十年十一月十三日艦本第四〇四〇號)

縮射彈藥包打聲藥莢ハ數十回使用ニ堪フルヲ以テ小銃彈藥ノ打殼藥莢ト混同セサル様保管シ可成速ニ最寄工廠へ還納候様麾下各艦へ通達相成度

艦營需品ハ倉庫所在地ニ於テ塔載スヘキ件 (二十三年六月二十五)

艦船ニ於テ各地倉庫ヨリ搭載スヘキ需品被服及糧食品等ハ止ヲ得サル場合ノ外倉庫所在地ヘ回航ノ上積載セシムル様取扱フヘシ

戰時中艦營需品特別取扱ノ件 (三十七年三月十一日官房第九二一號)

艦營需品經理規程ハ明治三十七年四月一日ヨリ施行ノ處戰時中ハ特ニ左ノ通り取扱フ儀ト心得ヘシ

一、在役艦艇、要港部、艦隊司令長官、同司令官及驅逐隊司令ニ要スル艦營需品ハ主管別金額外供給ヲナスコトヲ得但シ消耗品ハ實際必要ノモノニ限り定額表定數外ノ數量ヲ供給スルコトヲ得

二、前項ノ艦團部ニ於テ艦營需品ノ受入若ハ修理ノ請求ヲナストキハ主管別金額簿ノ添付ヲナサス其差引登記ハ各其分任兵備品會計官吏若ハ兵備品取扱主任之ヲ爲スヘシ

三、(三十七年十一月官房第四
四九〇號ニテ本項削除)

四、(同上)

五、(同上)

六、前各項ニ抵觸セサルモノニ在テハ總テ兵備品會計規程及艦營需品經理規程ニ依ル

出征艦隊部隊艦營需品備品消耗手續ノ件

(三十七年十二月二二十五
日官房第四九四二號)

出征艦隊部隊ニ於テ臨機艦營需品備品ヲ消費スルノ必要アルトキハ其事由ヲ詳具シ認許ヲ得テ之ヲ消耗拂ニ立ルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ兵備品會計官吏備品ヲ拂出ストキハ離權票ヲ以テ其證憑ト爲スヘシ

艦營需品請求等ニ關スル件

三十七年四月横需第八一二號

兵備品取扱諸規則改正本年度ヨリ施行相成候ニ付テハ艦營需品ノ請求領收若ハ還納ノ場合該票ヘ品目記入ノ際ハ需品定額表所定ノ品目順序ニ依リ消耗品中第一種第二種ハ更ニ各別票ニ御調製ヲ得ルコト需品請求票及領收票ニハ記事欄ヘ横罫一線ヲ畫シ其上段ノ欄ヘ定額

數量下段ノ欄ヘ既ニ受込タル數量(初度受込ノ分ハ初度ノ二字ヲ記ス)御記載ヲ得ルコト

三十七年四月佐需第八五五號

需品要求方ニ付左ノ件相定メ候條御實行相成度此段御照會候也

一、請求票及領收票ハ便宜同時ニ御送付ノコト

二、消耗品請求票領收票中ニハ第一種品第二種品混記ノ向アリ右ハ整理方相異ナルヲ以テ

各別ニ御調製送付ノコト

三、備品請求票記事欄内ニハ必ス其受込ノ事由(毀指引換或ハ新規受込等)御記載ノコト

四、消耗品請求票記事欄内ニハ左ノ如ク一線ヲ畫シ定數及前受込數量御記入ノコト

品名	數量	單價	代價	記	事
				定數……	前受高……

艦營需品取扱方ニ關スル件

(四十年二月十九日横需第三六五號)

需品供給ニ就テハ從來屢々御注意致置候次第モ有之候得共尙履行セラレサル向多ク之力爲

メ幾多ノ日子ヲ要シ且ツ無益ノ手數ヲ重ヌル等相互不利益ノ義ニ付爾來左記各項ニ依リ取扱ハレ候様各關係諸官へ御訓示相成候様致度候

左記

一、貸與品借用票記事欄ニハ必ス使用ノ目的及借用期間ヲ記入スルコト（需品經理規程第十二條参照）

二、備品請求、領收、還納票記事欄ニハ必ス左ノ各項ニ依リ受込ノ事由ヲ記入スルコト

一、第何號毀損證明濟

二、第何號亡失證明濟

三、定額補充

四、右ノ外訓令等ニ依ルモノハ其ノ事由（官房第何號ニ依リ受込或ハ何々）

三、消耗品請求、領收票ハ第一種ト第二種（需品經理規程別表第一號第二種消耗品品名表）トヲ區分シ各別ニ調製スルヲ要ス且ツ記事欄ニハ左記ノ如ク中央ニ一ノ横線ヲ畫シ定數及前受込數ヲ記入スル事

品名	數量	單價	代價	記	事
					定額何々 是迄受込數々々々

四、需品請求票ハ領收票ト共ニ需品ヲ受領セントスル前々日迄必ス當庫ニ到達スル様提出スルコト

該票提出ト同時ニ現品ヲ受領セントスル向アリ當庫ニ於テハ出來得ル限り迅速ニ供給方取計ヒ居ルモ請求幅較ノ際ハ其ノ順序ニ從ヒ處理スルヲ以テ請求者ニ於テ時間ヲ空費スルノ已ムヲ得サルニ至ル加之往々誤謬ヲ生スルコトアリ故ニ爾來ハ緊急ノ場合ヲ除ケ外ハ必ス前々日中ニ請求セラレタシ

五、需品請求ノ際必ス主管別金額簿添附ノコト（需品經理規程第十二條参照）

主管別金額簿謄本ハ各艦艇間ニ於テ需品ヲ受授シタル場合ニ所屬兵備品會計官吏ニ送付シ供給金額ノ更訂ヲ要スルトキ提出スルモノトス（需品經理規程第十三條参照）

六、需品ノ請求領收、還納票並ニ亡失毀損證明書等ニ記スル品名ハ必ス定額表ノ品名ニ違ハサル様注意ヲ要ス（定額表ノ品名欄ニアル寸法種類ハ之ヲ記シテ始メテ一ノ品名ナルニ依リ洩レナク記入スルヲ要ス）且ツ順序モ成ル可ク定額表ノ順序ニ列記セラレタシ又定額表品名欄ニアル寸法種類以外尙寸法種類圖面ヲ要スルモノハ請求ノトキ必ス別紙ニ記載添付スルコト

七、主管別金額增（減）額請求書ハ三十六年九月謄本第一九一五號書式ニ依リ調製ノコト

備品ニ於ケル記事ハ必ス記入ノ事

例

一、第何號毀損(亡失)證明書

二、定額補充

三、何々

増減更訂請求書及亡失毀損證明書往々半紙單紙十一行ヲ用フル向アリ不合規ニ付キ成規ノ通リ必ス美濃單紙十三行ヲ用ユルコト

八、從來提出セラル亡失毀損證明書理由記載事項區々ニ涉リ從テ不得要領ノモノモ有之爲メニ徒ニ往復ヲ重ネ不都合不尠ニ付キ自今該理由ノ記載事項ハ必ス左記要件ヲ具備シ就中其原因ノ如キハ出來得ル限り事實ノ真想ヲ詳細ニ記載スル事ニ取計ハレタシ但シ毀損ノ理由事項ニシテ年月日及場所掲記シ難キモノハ此ノ限りニアラス

一、亡失毀損ノ年月日 二、亡失毀損ノ場所

三、亡失毀損ノ原因

四、亡失ニアリテ搜索ノ状況(キハ其ノ理由)

九、需品還納検査日ハ毎週火木曜日ト定メタルニ付キ還納票ハ検査定日ノ前々日(公暇日)ニ還納現品ハ定日午前ニ持込ムヲ要ス(三十九年十一月七日横須賀鎮守府雜報第二五三號參照)

備品受拂現況報告記載方ノ件 (四十一年二月一日横需第三ノ五號)

需品經理規程第二十八條ニ依リ年度經過後艦政本部長宛提出スル需品受拂現況報告ノ數量記載方ハ書式ニ依リ其年度間ノ異動數量及四月一日供用現在高等各品名毎ニ全部ヲ掲上スヘキ旨ニ候處昨年度ノ報告書記載方ニ於テ年度間ノ異動數量ノミヲ掲記シ又ハ其ノ數量等モ當庫ノ供用數量ト符合セサリシ向アリシ爲メ照復等ニ不尠時日ト手數トヲ要セシニ付今後年度報告調製ニハ前記ノ通異動數量及現在高等漏ナク掲記ヲ得度又報告調製前在港ノ節ハ成シ得ル限り當庫供用原簿ト對照ノ上御調製ノコトニ御取計ヲ得度

右照會ス

(終)

内外膳砲對航射擊規則拔萃 (一艦令達)

第九條 標的ハ各艦ノ艦尾ヨリ約二百米突ノ距離ニ内筒砲標の一箇ヲ牽曳スルヲ例トス
速力及海面ノ狀態之ヲ許ストキハ標的二個以上ヲ連曳スルコトヲ得
第十條 射擊終了セハ標的幕ニ的中セル彈痕ヲ核算ス

火薬庫溫度報告ノ件（三十九年五月二日甲隊法令第二〇號）

- 一、掌砲長ハ初夜巡檢ノ際當日ノ最高火薬庫溫度ヲ副長ヲ經テ艦長ニ報告スヘシ
- 二、水雷庫ノ溫度モ亦前項ニ準シ掌水雷長之ヲ報告スヘシ

武器手入レ拔萃（一艦令達）

- 二、「武器手入レ」ノ號音ニテ各員速ニ武器ヲ携帶シ（胴亂ヲ左脇ニ挿ミ左手ニ劍ヲ持チ右ニ肩銃ヲナス）分隊毎ニ定所ニ整列シ分隊從屬士官ノ令ニヨリ手入レニ從事スヘシ
- 三、掌砲長ハ武器架ヲ巡視シ掌砲長屬ノ補助ヲ得テ殘留スル武器ヲ調へ且掛員ヲシテ武器架ノ掃除ヲナサシムヘシ
- 四、掌砲長屬ハ磨油洗矢等ノ供給ヲ掌リ且武器手入方ニ注意スヘシ
- 五、武器手入レハ通常十五分間（土曜日ハ二十分間）トス
- 七、掌砲長ハ武器總テ收マリタルトキ之ヲ當直將校ニ報告ス
- 八、小銃拳銃ノ機關ハ濫リニ分解スヘカラス
- 九、油布ヲ甲板ニ落ササル様注意スヘシ

大砲手入レ拔萃（一艦令達）

- 一、「大砲手入レ」ノ號音ニ依テ水兵部員及直外員ハ其戰闘配置ニ從ヒ大砲發射管等其他特ニ命セラレタル擔任場所ノ手入レヲナスモノトス
- 四、尾栓其他ノ重要ノ部ハ砲術長ノ許可ナクシテ分解スヘカラス
- 五、大砲手入レハ通常二十分間（土曜日ハ三十分間）トス

艦内點檢拔萃（一艦令達）

- 二、艦内點檢ニハ掌砲長ハ艦長ニ隨從スヘシ
- 三、倉庫掛ハ令ニ依リ受持部ニ就ク

倉庫點檢拔萃（一艦令達）

- 一、「倉庫點檢用意」ノ令ニテ諸倉庫掛ハ提燈（要スルトキハ）ヲ用意シ倉庫内ノ諸部ヲ見易キ様ニ準備整頓シ其入口ニ立ツヘシ
- 二、掌砲長ハ其分擔ノ倉庫ヲ巡視シ用意宜シキヲ甲板掛士官ニ報告スヘシ

三、掌砲長ハ艦長ニ隨從スヘシ

但終始隨從ノ要ナキトキハ必要ノ位置ニ留マラシメラルコトアリ

砲具點檢拔萃（一艦令達）

一、「砲具點檢用意」ノ令ニテ各砲ノ一番二番ハ速ニ砲ニ就キ砲、砲架及砲具ヲ見易キ様ニ準備シ豫備具ヲ持來リテ砲側ニ置キ砲後ニ整列スヘシ

備考 一番二番ノ規定ハ舊艦砲操式ニ依リタルモノナルヘキヲ以テ現下ノ操式ニテハ之ニ相當スル砲手本文ノ任務ニ從事スヘキコト勿論ナリ（編者附記）

三、掌砲長ハ掌砲長屬ノ補助ヲ受ケ砲具點檢ノ準備ヲ監督シ總テ整フタルヲ見テ砲術長ニ報告スヘシ

四、掌砲長ハ艦長ニ隨從スヘシ

六、「砲具收メ」ノ令ニテ砲手ハ之ヲ收ム

但時宜ニ依リ一門毎ニ點檢了ハルヤ否ヤ他砲ニ關セス砲具ヲ收メシムルコトアルヘシ

大津射的場使用規則拔萃（三十七年十月二十二日横鎮第一一六四號）

一、大津射的場ノ管理ハ工廠造兵部武庫ノ所掌トス

二、大津射的場ハ海軍小銃射擊教範ニ依ル教練射擊ヲ施行スル所トス

三、艦團校所ニ於テ大津射的場ヲ使用セントスルトキハ其施行期日射手員數ヲ詳記シ豫メ造兵部武庫ニ通知シ射擊證ノ交付ヲ受ケ射擊施行ノ際該場番人ニ示スヘシ

不入斗陸軍射的場借用并二同手續二關スル件

（三十五年六月十七日横鎮第一九五四號ノ一二）

不入斗陸軍射的場ヲ借用セントスル艦團等ハ直接要塞砲兵聯隊へ照會其差支ノ有無回答ヲ得テ使用スルコトヲ得

明治村辻堂ニ於テ射擊ノ際方向注意ノ件（二十九年四月十五日横鎮第一四一〇號ノ三）

高坐郡明治村辻堂海岸ニ於テ射擊施行ノ際ハ明治村濱竹高砂ト辻堂トノ間ニ於テ成ルヘク海面ニ向ケ發射シ勉メテ漁民ノ行動ニ危害ヲ與ヘサル様取計フヘシ

日字村射的場使用概則拔萃（三十四年十二月十八日佐鎮第二七四七號）

- 一、艦團及各部ニ於テ射的場ヲ使用セントスルトキハ其ノ期日射擊ノ種類射擊距離等ヲ明記シ武庫ニ要求スヘシ
- 二、前項ノ要求アリタルトキハ武庫ハ射的場使用券ヲ交付ス使用者ハ之ヲ同場番人ニ渡シ然ル後使用スルモノトス
- 三、射的場使用期限ハ一回ニ付十日以内トス

舞鶴射的場使用概則抜萃（三十四年十二月十日舞鎮第五九四號）

- 一、艦團隊ニ於テ射的場ヲ使用セントスルトキハ施行時日射距離及標的設置ノ數ヲ記載シ武庫ニ請求シ射的場使用券ノ交付ヲ受クヘシ
- 二、使用者ハ射的場使用券ヲ武庫掛員ニ示シ然ル後使用スルモノトス
- 三、射的場使用期限ハ一回七日以内トシ七日以上ニ及フトキハ其ノ時日ヲ請求スヘシ

但シ雨雪天ヲ挾ムトキハ順延ス

上海居留地射的場ヲ借用シ得ル件（三十三年一月二十四日 旗普第一二六號ノ二）

上海警備艦ハ警備中小銃射擊ヲ施行スルニ當リ差支ヘナキ日ニ於テ同地居留地射的場ヲ借用スルコトヲ得

掌砲科用諸帳簿類一覽表

放發年報	射表	
兵器圖彙	砲術要誌	兵器簿
兵器備品受拂簿	兵器第一種消耗品受拂簿	兵器原簿
兵器備品供用簿	兵器第一種消耗品拂出簿	兵器第二種消耗品拂出簿
消耗上生出兵器受拂簿	△兵器出納受拂證憑紙	艦營需品定額表
主管別金額簿（備品）	△主管別金額簿（消耗品）	艦營需品原簿
艦營需品貸與品受拂簿	艦營需品第一種消耗品受拂簿	艦營需品備品受拂簿
艦營需品備品供用簿	△艦營需品第一種消耗品拂出簿	艦營需品第一種消耗品拂出簿
艦營需品第二種消耗品拂出簿	○請求簿	

○書類番號件名摘要簿	○兵備品現狀報告簿	○火藥庫最高溫度報告簿
○日誌	○教育記錄	○事業員請求簿
○禮砲記錄	○彈藥類明細簿	○彈藥庫內格納品目一覽表
○諸倉庫格納品目一覽表	○彈藥庫漲水裝置(説明又ハ略圖等)	○彈藥庫給排氣裝置(説明又ハ略圖等)
○大砲射角一覽表	○砲火指揮系統一覽表	○火藥庫溫度及濕氣表控綴
○諸報告書類控綴		

備考
 一、△印ヲ附スルモノハ通例送付票綴還納領收票綴等ニ區別ス
 二、×印ヲ附スルモノハ目下之ヲ設備セサル處アリ
 三、○印ヲ附スルモノハ一定シタルモノニアラス

各種報告書類進達期一覽表

期	日	項	目	記
ル各種射擊ヲ施行シタル毎ニ		艦砲射擊報告	艦砲射擊規則第三十四條	事

每 月

一 日	艦艇現狀報告ニ關スル事項	艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則第一條
五 日	消耗兵器消耗報告	兵器經理規程第三十五條
同	兵器備品消耗報告	同 第三十七條
三十一日	大砲放發年報	大砲放發年報例
四 月		
十五日	火藥庫溫度及濕氣報告	三十六年海總第一一二六號
三十一日	兵器(第二種消耗品)受拂報告書	兵備品會計規程第三十七條
同	艦營需品(第二種消耗品)受拂報告書	同 第三十五條
六 月		
三十日	艦營需品(備品、消耗品)受拂現況報告	艦營需品經理規程第二十八條
十月		

彈藥火工品類價格表	
(四十一年未頃ノ調査ニ付目下ニ)	
品名單價	品名單價
一號徹甲榴彈	露式三十 榴五砲
七〇二 一三九	九八 二三〇
演習榴彈	九八 二三〇
四十二吋徑安 式四十口徑砲	九八 二三〇

卷之三

(於四十一年未頃ノ調査ニ付目下ニ)

備考 艦隊所屬ノ艦艇等ニ於テハ尙ホ此他ニ内外塘砲射擊ニ闘スル報告及裝填術速度
報告等ヲ要ス

三十六年海總第一二二六號	火藥庫溫度及濕氣報告	日	五	十
野砲小銃及拳銃射擊規則	野砲小銃及拳銃射擊報告	同	同	同
野砲小銃及拳銃射擊規則	野砲小銃及拳銃射擊報告	同	同	同
野砲小銃及拳銃射擊規則	野砲小銃及拳銃射擊報告	同	第四十一條	第四十條
野砲小銃及拳銃射擊規則	野砲小銃及拳銃射擊報告	同	艦砲射擊規則第三十六條	艦砲射擊二關スル報告
野砲小銃及拳銃射擊規則	野砲小銃及拳銃射擊報告	同	艇砲射擊報告	艇砲射擊報告
野砲小銃及拳銃射擊規則	野砲小銃及拳銃射擊報告	同	十二月	十一月

三九六

同	同	四十口徑安式 四吋七砲	鋼 鐵 榴 彈	一九五七四
鑄 鋼 榴 彈	銀 鋼 榴 彈	演 習 榴 彈	演 習 榴 彈	三吋砲
彈	彈	常 裝 藥 包	常 裝 藥 包	四十口徑
同	同	減 裝 藥 包	減 裝 藥 包	四吋七砲
同	同	空 放 裝 藥 包	空 放 裝 藥 包	四十五口徑安 式四吋七砲
同	同	減 裝 藥 包	減 裝 藥 包	四十五口徑露 式四吋七砲
同	同	空 放 裝 藥 包	空 放 裝 藥 包	三吋砲
同	同	短三吋砲	徹 甲 榴 彈	六七九二
同	同	鋸 鋼 榴 彈	演 習 榴 彈	八七四〇
同	同	六吋砲	常 裝 藥 包	大五〇〇
鑄 鋼 榴 彈 藥 包	銀 鋼 榴 彈 藥 包	空 放 裝 藥 包	空 放 裝 藥 包	四四九一
同	同	六二六七	六二六七	三八三〇
同	同	七九九二	七九九二	七八四〇
同	同	八三七八	八三七八	一九五八七

海軍度量衡法及其換算率

自今海軍ニ於テ用フル度量衡法ヲ左ノ通り定ム（明治三十五年二月達第十三號）
一、需品物品ニ開ケルモノ（飲水、食料、薪炭等日常ノ使用ハ便宜ニ在ス）

一 需品物品二 關刀川干八 飲水 食米 薪炭等日嘗人使用一值工三付之

一、艦船、機關、兵器及艍裝ニ關スルモノ

一、水路二關入

從來備付ノモノニシテ改正ヲ要スルモノハ其緩急ヲ計リ漸次之ヲ施行スヘシ
三十五年達第十三號ヲ以テ海軍ニ用フル度量衡法改正候ニ付テハ從來佛國度量衡法ヲ以テ
定メタルモノハ左ノ標準ニ依リ換算スヘシ

英尺度二「フト」	佛尺度三百〇四「ミリメートル」八
英量二「ガルロン」	佛量四「リットル」五四三
英衡二「トン」	佛衡千〇十六「キログラム」
英一馬力〇一三九	佛一馬力〇一三九

英佛度量衡略字表

自今明治三十五年達第十三號ニ依ル英佛度量衡ノ名稱中其ノ略字ヲ左ノ通り定ム（四十二
年一月二十九日達第十二號）

衡	量		度
トバ ウ ン ンド	トガ ル ロ ンン	スチノ タカル、マイ ユート、マイ ルントル	ケフヤフフイ ハヒ ーイン ブズ
噸斤	噸叢	哩鎖節涅	略時呪碼尋鍵
キグデセミ ロシンリ チラグ グラグ ラララ ムムムム	リデセ シン ツリ トツ ルルル		名 佛國式 稱字
瓦瓦盼廻耗 立紛姪			度 英國式 稱字

「インチ」
「フート」
「ヤード」
「ファズム」

五「ヤード」
平

四〇「ボール」

一「ボール」

一「ファルロング」

一哩(五千二百八十呎)

八「ファルロング」
海軍用ノ一「ノット」ハ六千〇八十呎即チ陸里ノ一哩一五一五

量

四「ギル」

二「パイント」

一「パイント」

一「クオルト」

四「クオルト」
二「ガルロン」

一「ガルロン」(〇立方呎一六)

一「ベク」

八「ブッシュエル」
五「クオートル」

一「ブッシュエル」(八「ガルロン」)
一「クオートル」

二「ウェー」
五「ウェー」

一「ウェー」

一「ラスト」

水「トン」ノ容量ハ(ニニ)四「カルロン」

衡

一六「ドラム」

一「オンス」

一六「オンス」

一「ポンド」

二八「ポンド」

一「クオルトル」

四「クオルトル」

一「クオルトル」

二〇「ハンドレットウェート」

一「ハンドレットウェート」

一〇「センチメートル」

一「センチメートル」

一〇「デシメートル」

一「デシメートル」

一〇「メートル」

一「メートル」

一〇「デカメートル」

一「デカメートル」

一〇「ヘクトメートル」

一「ヘクトメートル」

度

佛國ノ部

一「ミリメートル」

一「ミリヤメートル」

日英佛度量衡比較表

度			英對照佛		
佛對照英					
米 碼	呎 时	碼	米	呎 米	时 種
1 1.0936	3.2809	39.37	1 0.91438	1 0.30479	1 2.5400
2 2.1873	6.5618	78.74	2 1.82877	2 0.60959	2 5.0799
3 3.2809	9.8227	118.11	3 2.74315	3 0.91438	3 7.6199
4 4.3745	13.1236	157.48	4 3.65753	4 1.21918	4 10.1598
5 5.4682	16.4045	196.85	5 4.57192	5 1.52397	5 12.6098
6 6.5618	19.6854	236.22	6 5.48630	6 1.82877	6 15.2397
7 7.6534	22.9663	275.60	7 6.40068	7 2.13356	7 17.7797
8 8.7491	26.2472	314.97	8 7.34507	8 2.43856	8 20.3196
9 9.8427	29.5281	354.34	9 8.22945	9 2.74315	9 22.8596

代 碼	代 呎	代 时	代 米	代 呎	代 種
以235.4米	以12.4米	以30.5 種	以1026點	以174.4呎	以17.72時
米 碼	米 呎	種 时	碼 米	呎 米	时 種
2000=2187.3	10=32.809	30=11.811	1000=914.38	1000=304.79	10=25.400
300=328.09	2=6.562	.5=.197	20=18.29	700=213.36	7=17.780
50=54.68	0.4=1.312		6=5.40	40=12.19	0.7=1.773
4=.4.37				2=.61	.02=.051
.2354	.12.4	.30.5	.1026	.1742	.17.72
=2574.44	=40.683	=12.008	=935.16	=530.95	=45.009

度 量 衡

「ミリリットル」
「センチリットル」
「デシリットル」
「リットル」
「デカリットル」
「ヘクトリットル」
「ミリグラム」
「センチグラム」
「デシグラム」
「グラム」
「デカグラム」
「ヘクトグラム」
「キログラム」
「センチグラム」
「デシグラム」
「グラム」(蒸溜水一立方)
「デカグラム」
「ヘクトグラム」
「キログラム」
「トン」(蒸溜水一立方メートル)

佛對照英		英對照佛			
リットル	ガルロン	ペイント	ガルロン	リットル	ペイント
1	.2201	1.7608	1	4.5434	1
2	.4402	3.5216	2	9.0870	2
3	.6603	5.2824	3	13.6305	3
4	.8804	7.0432	4	18.1740	4
5	1.1005	8.8040	5	22.7175	5
6	1.3206	10.5648	6	27.2610	6
7	1.5407	12.3256	7	31.8045	7
8	1.7608	14.0864	8	36.3480	8
9	1.9809	15.8472	9	40.8915	9

代ガルロン	代ペイント	代リットル	代センチリットル
以56.9リットル	以12リットル	以2.5ガルロン	以25.4ペイント
リットル	ガルロン	リットル	ペイント センチリットル
50 = 11.005	10 = 17.608	2 = 9.087	20 = 1135.875
6 = 1.326	2 = 3.522	.5 = 2.271	5 = 233.968
.9 = .198			.4 = 22.717
∴ 56.9 = 12.529	∴ 12 = 21.130	∴ 2.5 = 11.355	∴ 25.4 = 1442.560

佛對照英				英對照佛			
吉瓦	噸	磅	グレイン	噸	ミリヤ瓦	磅	吉瓦
1 .000954	2.2046	15432.3		1 1.016	1 0.4536	1 .064	
2 .001965	4.4092	30864.7		2 2.032	2 0.9072	2 .129	
3 .002953	6.6139	46297.0		3 3.048	3 1.3608	3 .194	
4 .003937	8.8185	61720.4		4 4.064	4 1.8144	4 .259	
5 .004921	11.0231	77161.7		5 5.080	5 2.2630	5 .324	
6 .005905	13.2277	92594.1		6 6.096	6 2.7216	6 .388	
7 .006889	15.4323	108026.4		7 7.112	7 3.1751	7 .453	
8 .007874	17.6370	123458.8		8 8.128	8 3.6287	8 .5184	
9 .008858	19.8416	138891.1		9 9.144	9 4.0823	9 .5832	
代 噸	代 磅	代 グレイン	代 ミリヤ瓦	代 吉瓦	代 瓦		
以35ミリヤ瓦	以56.3吉瓦	以120瓦	以38噸	以68磅	以85グレイン		
意 注							
1000 瓦=1ミリヤ瓦	吉瓦 磅	瓦 グレイン	噸 ミリヤ瓦	磅 吉瓦	グレイン 瓦		
ミリヤ瓦 噸	50=110.231	100=1543.23	30=30.48	60=27.216	80=5.184		
	30=29.53	6=13.228	20=308.5	8=8.13	8=3.629	5=.324	
	5=4.92	.3=.661					
	35=34.45	.56.3=124.12	.120=1351.98	.38=38.61	.68=30.845	.85=5.508	

英對照日			日對照英		
碼	町	間	尺	尺	碼
					呎
1	.00838	5029	3.017	1	.3314
2	.01676	1.0058	6.035	2	.6628
3	.02515	1.5087	9.052	3	.9942
4	.03352	2.0116	12.070	4	1.3256
5	.04191	2.5145	15.087	5	1.6570
6	.05028	3.0175	18.105	6	1.9884
7	.05867	3.5204	21.122	7	2.3198
8	.06705	4.0233	24.140	8	2.6512
9	.07543	4.5262	27.157	9	2.9826

代	町	代	間	代	尺	代	碼	代	町	代	間	代	尺	代	杆	代	米	
以1250碼		以205碼		以12.51碼		以125尺		以85.3尺		以L.25尺		以4534米		以525米		以314.5米		以121米
碼	町	碼	間	碼	尺	尺	碼	尺	呎	尺	時	メートル	里	メートル	町	メートル	里	
1000=8.38	200=100.58	10=	30.17	100=33.14	80=79.54	1=11.931												
200=1.67	5=2.52	2=	6.04	20=6.63	5=4.97	2=2.386												
50=.42				5=1.66	.3=.29	.05=.596												
				.04=.12														
∴ 1250=10.∴ 205=103.∴ 12.54=37.																		
47		10		84		43		80		913								

度			度		
佛對照日			日對照佛		
メートル	里	町	間	尺	メートル
1.00025461	.009166	.55	3.3	1.30303	1.81818
2.00050922	.018332	1.10	6.6	2.66666	2.36363
3.00076383	.027408	1.65	9.9	3.90909	3.54545
4.00104844	.036664	2.20	13.2	4.1.21212	4.7.27272
5.00127305	.045830	2.75	16.5	5.1.51515	5.09090
6.00152766	.054096	3.30	19.8	6.1.81818	6.654.5448
7.00178227	.064162	3.85	23.1	7.1.21212	7.763.6356
8.00203688	.073322	4.40	26.4	8.2.42424	8.14.54544
9.00229149	.082494	4.95	29.7	9.2.72727	9.981.8172

代	里	代	町	代	間	代	尺	代	杆	代	米
以4534米		以525米		以314.5米		以121米		以125里		以172間	
メートル	里	メートル	町	メートル	間	メートル	尺	里	杆	間	米
4000=1.01344	500=4.5830	300=165	100=330	100=392.72	106=181.818						
300=.12731	20=.1833	10=5.5	20=66	20=78.64	70=127.272						
30=.00763	5=.0458	4=2.2	1=3.3	5=19.64	2=3.636						
4=.00104		.5=.27									
* 4534=1.1525=4.	* 3145=172.	* 121=399.3	* 125=190.	* 172=312.							
15438	8121	975						90	726		

衡			
英對照日		日對照英	
頃	貫	ヲンス	匁
1 270.9504	1	7.56	1 .00369 1 .1322
2 541.9008	2	15.12	2 .00738 2 .2644
3 812.8512	3	22.68	3 .01107 3 .3966
4 1083.7016	4	30.24	4 .01476 4 .5288
5 1354.7520	5	37.80	5 .01245 5 .6610
6 1625.7024	6	45.36	6 .02214 6 .7932
7 1896.6528	7	52.92	7 .02533 7 .9254
8 2167.6032	8	60.48	8 .02952 8 .10576
9 2438.5536	9	67.94	9 .03321 9 .12898
代 貫.	代 匪	代 頃	代 ヲンス
以 15.4 頃	以 15 ヲンス	以 125 貫	代 8.54 匪
頃 貫	ヲンス 匪	貫 頃	匁 ヲンス
10 = 2709.504	10 = 75.6	100 = .369	8 = 1.0576
5 = 1354.752	6 = 45.36	20 = .0738	.5 = .0661
.4 = 1083.7016		5 = .01845	.04 = .0053
∴ 15.4 = 4172.506	∴ 15 = 120.06	∴ 125 = .10125	∴ 8.54 = 1.1290

四一三

衡			
佛對照日		日對照佛	
吉瓦	匁	匁	吉瓦
1	266	1	.003759
2	532	2	.007518
3	798	3	.011277
4	1064	4	.015136
5	1330	5	.018795
6	1596	6	.022514
7	1862	7	.026313
8	2128	8	.030072
9	2394	9	.033831
代 貫	代 匪	代 瓦	代 升
以 450 吉瓦	以 37.5 匪	以 25.4 吉瓦	以 23.5 升
吉瓦	貫	匁	吉律
400 = 106.400	30 = 112.77	20 = 11037.04	20 = 36.078
50 = 13.300	7 = 26.31	5 = 2771.76	3 = 5.412
	.5 = 1.58	.4 = 211.74	.5 = .902
∴ 450 = 119.700	∴ 37.5 = 140.6	∴ 25.4 = 1070.51	∴ 23.5 = 42.392

四一二

壓 力											
佛對照英			英對照佛		アトムス對佛		アトムス對英		英對		アトムス フェヤー
平方 英	平方 吋										
磅	磅	噸	磅	磅	磅	噸	磅	磅	噸	噸	磅
1	14.223	.00635	1	.07031	1	157.49	1	.00956	1	152.38	
2	28.446	.01270	2	.14062	2	314.99	2	.01313	2	304.76	
3	42.668	.01905	3	.21093	3	472.48	3	.01969	3	457.7	
4	56.891	.02540	4	.28124	4	629.97	4	.02625	4	609.52	
5	71.114	.03175	5	.35155	5	787.47	5	.03281	5	761.91	
6	85.337	.03810	6	.42186	6	944.96	6	.03938	6	914.29	
7	99.560	.04445	7	.49217	7	1102.45	7	.04594	7	1066.67	
8	113.783	.05080	8	.56248	8	1259.95	8	.05250	8	1219.05	
9	128.005	.05715	9	.63279	9	1417.44	9	.05906	9	1371.43	

注意 一平方吋ニ十四奇零七磅ノ壓力ヲアトムスフェヤート名ケタリ

代平方吋磅	代平方 噸	代平方 英	代平方 英	代平方 吋	代平方 英	代平方 英	代平方 英	代阿 ム	代阿 ム		
以321.1方 ニ於ケル 磅	以3210平 方ニ於ケル 噸	以3210平 方ニ於ケル 英	以15平方 吋磅	以15.3平方 吋磅	以15.3平方 吋	以15.3平方 吋	以15.3平方 吋	以14.6平 方吋ニ 於ケル噸	以14.6平 方吋ニ 於ケル英		
平 方 英 ニ於 ケ ル 磅	平 方 吋 ニ於 ケ ル 磅	平 方 英 ニ於 ケ ル 磅	平 方 吋 ニ於 ケ ル 磅	平 方 吋 ニ於 ケ ル 磅	平 方 吋 ニ於 ケ ル 磅	平 方 吋 ニ於 ケ ル 磅	平 方 吋 ニ於 ケ ル 磅	平 方 英 ニ於 ケ ル 磅	平 方 英 ニ於 ケ ル 磅		
30 = 426.68	3000 = 19.05	10 = .7031	10 = 157.49	3000 = 19.69	10 = 152.38						
2 = 28.45	200 = 1.27	5 = .3516	8 = 1259.95	200 = 1.31	4 = 609.52						
0.1 = 1.42	10 = .06	*	0.3 = 47.25	50 = .33	.6 = 91.42						
				4 = .03							
$\therefore 32.1 =$	$\therefore 321 =$	$\therefore 15 = 1.0547$	$\therefore 15.3 =$	$\therefore 3254 = 21.$	$\therefore 14.6 =$						
456.55	20.30		25521	56	2224.						

量		長 度 尺	
英對照日	日對照英	曲對照鯨	鯨對照曲
ガルロン 升	升 ガルロン	曲 鯨	鯨 曲
1 2.51868	1 .3970389	1 8	1 1.25
2 5.03736	2 .7940778	2 1.6	2 2.50
3 7.55604	3 1.1911167	3 2.4	3 3.75
4 10.07462	4 1.5881556	4 3.2	4 5.00
5 12.59340	5 1.9851945	5 4.0	5 6.25
6 15.11208	6 2.3822334	6 4.8	6 7.50
7 17.63076	7 2.7792723	7 5.6	7 8.75
8 20.04944	8 3.1763112	8 6.4	8 10.00
9 22.66812	9 3.5733501	9 7.2	9 11.25
代 升	代 ガルロン	代 鯨	代 曲
以121ガルロン	以 8.54 升	以曲 15.7 尺	以鯨 25.4 尺
ガルロン 升	升 ガルロン	曲 鯨	鯨 曲
100 = 251.868	8 = 3.1763	10 = 8	20 = 25
20 = 50.3136	.5 = .1985	5 = 4	5 = 6.25
1 = 2.5187	.04 = .0198	.7 = .56	.4 = .50
∴ 121=304.7003	∴ 8.54=3.3906	∴ 15.7=12.56	∴ 25.4=31.75

勢 力

佛 對 照 英		英 對 照 佛	
米 嘴	呎 嘴	呎 嘴	米 嘴
1	3.2291	1	0.3097
2	6.4581	2	0.6194
3	9.6872	3	0.9291
4	12.9162	4	1.2388
5	16.1453	5	1.5484
6	19.3741	6	1.8581
7	22.6034	7	2.1678
8	25.8324	8	2.4795
9	29.0615	9	2.7872

代 呎 嘴		代 米 嘴	
以 4367	米 嘴	以 3592	呎 嘴
米 嘴	呎 嘴	呎 嘴	米 嘴
4000	= 12016.2	3000	= 929.1
300	= 968.72	500	= 154.84
60	= 193.74	90	= .27.87
7	= 22.60	2	= .62

∴ 4367 = 14161.26	∴ 3592 = 1112.43
-------------------	------------------

寒暖計比較表

寒暖計比較表

攝氏對華氏

華氏對攝氏

氏攝	氏華	氏攝	氏華	氏攝	氏華	氏攝	氏華	氏華	氏攝	氏華	氏攝	氏華	氏攝	氏華	氏攝	氏華	氏攝	氏華	氏攝	氏華	氏攝
43.33	110	19.44	67	-4.44	24	-28.33	-19	203.0	95	125.6	52	48.2	9	-29.2	-34						
43.89	111	20.00	8	-3.89	5	-27.78	-18	204.8	6	127.4	3	50.0	10	-27.4	-33						
44.44	112	20.56	9	-3.33	6	-27.22	-17	206.6	7	129.2	4	51.8	1	-25.6	-32						
		21.11	70	-2.78	7	-26.67	-16	208.4	8	131.0	5	53.6	2	-23.8	-31						
		21.67	1	-2.22	8	-26.11	-15	210.2	9	132.8	6	55.4	3	-22.0	-30						
		22.22	2	-1.67	9	-25.56	-14	212.0	100	134.6	7	57.2	4	-20.2	-29						
		22.78	3	-1.11	30	-26.00	-13			136.4	8	59.0	5	-18.4	-28						
		23.33	4	-0.56	1	-24.44	-12			138.2	9	60.8	6	-16.6	-27						
		23.89	5	0.00	2	-23.89	-11			140.0	60	62.6	7	-14.8	-26						
		24.44	6	0.56	3	-23.33	-10			141.8	1	64.4	8	-13.0	-25						
		25.00	7	1.11	4	-22.78	-9			143.6	2	66.2	9	-11.2	-24						
		25.56	8	1.67	5	-22.22	-8			145.4	3	68.0	20	-9.4	-23						
		26.11	9	2.22	6	-21.67	-7			147.2	4	69.8	1	-7.6	-22						
		26.67	80	2.78	7	-21.11	-6			149.0	5	71.6	2	-5.8	-21						
		27.22	1	3.33	8	-20.56	-5			150.8	6	73.4	3	-4.0	-20						
		27.78	2	3.89	9	-20.00	-4			152.6	7	75.2	4	-2.2	-19						
		28.33	3	4.44	40	-19.44	-3			154.4	8	77.0	5	-0.4	-18						
		28.89	4	5.00	1	-18.89	-2			156.2	9	78.8	6	1.4	-17						
		29.44	5	5.56	2	-18.33	-1			158.0	70	80.6	7	3.2	-16						
		30.00	6	6.11	3	-17.78	0			159.8	1	82.4	8	5.0	-15						
		30.56	7	6.67	4	-17.22	1			161.6	2	84.2	9	6.8	-14						
		31.11	8	7.22	5	-16.67	2			163.4	3	86.0	30	8.6	-13						
		31.67	9	7.78	6	-16.11	3			165.2	4	87.8	1	10.4	-12						
		32.22	90	8.33	7	-15.56	4			167.0	5	89.6	2	12.2	-11						
		32.78	1	8.89	8	-15.00	5			168.8	6	91.4	3	14.0	-10						
		33.33	2	9.44	9	-14.44	6			170.6	7	93.2	4	15.8	-9						
		33.89	3	10.00	50	-13.89	7			172.4	8	95.0	5	17.6	-8						
		34.44	4	10.56	1	-13.33	8			174.2	9	96.8	6	19.4	-7						
		35.00	5	11.11	2	-12.78	9			176.0	80	98.6	7	21.2	-6						
		35.56	6	11.67	3	-12.22	10			177.8	1	100.4	8	23.0	-5						
		36.11	7	12.22	4	-11.67	1			179.6	2	102.2	9	24.8	-4						
		36.67	8	12.78	5	-11.11	2			181.4	3	104.0	40	26.6	-3						
		37.22	9	13.33	6	-10.56	3			183.2	4	105.8	1	28.4	-2						
		37.78	100	13.89	7	-10.00	4			185.0	5	107.6	2	30.2	-1						
		38.33	1	14.44	8	-9.44	5			186.8	6	109.4	3	32.0	0						
		38.89	2	15.00	9	-8.89	6			188.6	7	111.2	4	33.8	1						
		39.44	3	15.56	60	-8.33	7			190.4	8	113.0	5	35.6	2						
		40.00	4	16.11	1	-7.78	8			192.2	9	114.8	6	37.4	3						
		40.56	5	16.67	2	-7.22	9			194.0	90	116.6	7	39.2	4						
		41.11	6	17.22	3	-6.67	20			195.8	1	118.4	8	41.0	5						
		41.67	7	17.78	4	-6.11	1			197.6	2	120.2	9	42.8	6						
		42.22	8	18.33	5	-5.56	2			199.4	3	122.0	50	44.6	7						
		42.78	9	18.89	6	-5.00	3			201.2	4	123.8	1	46.4	8						

佛對師

米 壴

1

13

3

E

6

7

316

1

本書

定價金五拾錢

明治四十三年十一月一日印刷

明治四十三年十一月五日發行

海軍砲術學校御藏版

横須賀市汐留五番地

發行者 股野三藏

横須賀市小川壹番地

印刷者 神田清

横須賀市小川壹番地

印刷所 横須賀印刷株式會社

横須賀市元町通り汐留

發行所 軍港堂

複製
不許

264
467

掌
砲
要
務
終

終

